


令和6年度 東京都私立高等学校等

奨学給付金の 申請受付を始めます！

 奨学給付金とは

年収目安約 270 万円未満※又は生活保護受給世帯に対し、
授業料以外の教育費(教材費、学用品等)の負担を助成する制度です！



※年収目安約 270 万円未満の世帯でも、住民税所得割が課税されている場合は対象となりません。

【申請期間】

令和6年6月20日(木)~7月31日(水)

※上記の申請受付期間を過ぎた場合、受け付けはできません。

助成を受けるためには、「**申請が必要**」です。

申請がない場合、助成金の受給はできません。必ず申請を行ってください。

「奨学給付金」は
授業料の負担軽減制度である
「就学支援金」「授業料軽減助成金※」
とは別の制度です。

それぞれで申請が必要です。

※授業料軽減助成金の対象の方は、
授業料軽減助成金と奨学給付金の申請を一
緒に行うことができます(通信制課程及び特別支
援学校を除く)。

奨学給付金は
毎年度(学年1回)申請が必要です。



**LINE 公式アカウント
はじめました。**

お役立ち情報をお届けします♪

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関する Q&A

**友だち追加は
こちらから！**



令和6年度 東京都私立高等学校等 奨学給付金 申請手続きのお知らせ

1 奨学給付金について

保護者が都内に住所を有しており、住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯又は生活保護受給世帯に対し、授業料以外の教育費(教材費、学用品等)の負担を助成する制度です。

なお、令和6年1月1日以降に家計が急変した世帯に対する奨学給付金制度の申請時期等の詳細は、別途当財団ホームページで8月頃にご案内します。

2 申請期間 令和6年6月20日(木)～7月31日(水)

- ・ 申請受付は**毎年度1回**です。この申請期間を過ぎた場合は受け付けできませんのでご注意ください。
- ・ 「奨学給付金」は、授業料の負担軽減制度である「就学支援金」と「授業料軽減助成金」とは**別に申請が必要です。**
※授業料軽減助成金の対象の方は、授業料軽減助成金と奨学給付金の申請を一緒に行うことができます(通信制課程及び特別支援学校を除く)。

3 対象となる申請者(保護者等)の要件と給付額

対象となる申請者は、生徒の保護者等で下記の(1)～(3)のすべての要件に該当する方です。

(1) 居住要件

保護者(申請者)が、令和6年7月1日現在、東京都内に住所を有している。

※奨学給付金は、保護者がお住まいの都道府県から給付されます。保護者の住所が都外の場合は、保護者がお住まいの道府県へお問い合わせください。

(2) 在学要件

生徒※1が令和6年7月1日現在※2、下記の①～⑦のいずれかの私立学校及び課程に在学している。

- ① 私立高等学校(全日制課程、定時制課程、通信制課程)
 - ② 私立中等教育学校後期課程
 - ③ 私立高等専門学校(1～3年)
 - ④ 私立専修学校高等課程
 - ⑤ 私立専修学校の一般課程(国家資格者養成施設の指定を受けている学校)
 - ⑥ 私立各種学校(外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格者養成施設の指定を受けている学校)
 - ⑦ 私立高等学校等専攻科(私立高等学校専攻科及び私立中等教育学校(後期課程)専攻科)のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの。
 - ・ 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの
 - ・ 国家資格者養成課程を有するもの
- ※ただし、特別支援学校の専攻科の生徒を除く。

※1 ①～⑥の場合は、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格がある方が対象です。

※2 令和6年7月2日以降に入学した場合は、申請日現在です。

(3) 所得要件

次の世帯区分A・Bのいずれかに該当する。

世帯区分		助成額(年額)		
		全日制等	通信制	専攻科
A	生活保護 生業扶助(高等学校等就学費)受給世帯(7月1日時点)	52,600円		
B	生活保護受給(生業扶助を受給していない)世帯	142,600円	52,100円	
	令和6年度の住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯※1 均等割のみの世帯とは、住民税の「均等割(区市町村民税3,500円+都民税1,500円=年税額5,000円)」のみ課税され、所得割額が0円(非課税)の世帯です。	又は 152,000円 ※2		

※1 対象世帯の審査は、申請者とその配偶者の『課税証明書』に記載された住民税の金額で行います。

※2 世帯の構成状況により給付額が異なります。詳しくは、[5](#)「給付額の確認方法」をご参照ください。

〈申請者について〉

申請者は原則、生徒の親権者となります。(親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。)

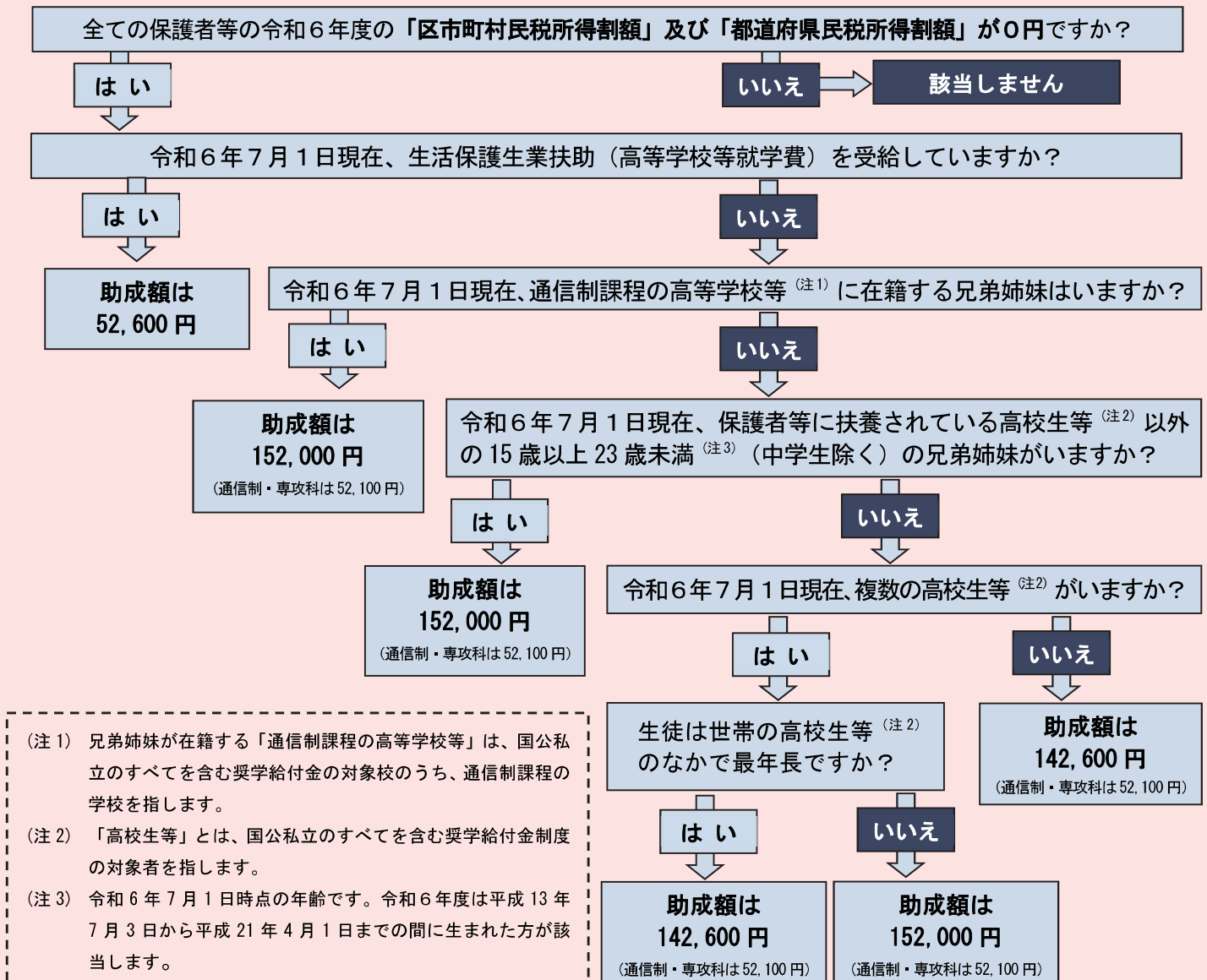
4 被災者の制服代加算支給について

奨学給付金の対象者で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要な場合、申請により給付額に 81,000 円が加算支給されます。対象の方は申請前に **11**「問合せ先」へご相談ください。

※令和6年1月1日以降に発生した全ての災害が対象となります。(当該災害等につき1回まで)

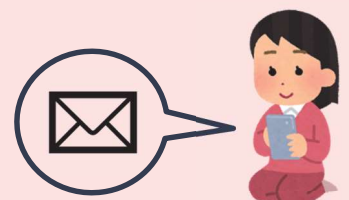
※令和6年1月1日から6月30日までに発生した災害について申請受付を行います。7月1日以降に発生した災害については1月上旬に特別申請期間を設けて申請を受け付けます。

5 給付額の確認方法



6 スケジュールについて

- (1) 6月20日～7月31日 : 申請期間
- (2) 6月20日～11月 : 審査 (不備等があった場合、訂正依頼メールを送ります。)
- (3) 12月(予定) : 結果通知(メール)・助成金振込



7 申請に必要な書類

申請はオンラインです。以下の書類の画像をオンライン申請時にアップロードしてください。

※授業料軽減助成金(通信制以外)と同時に申請する場合は、必要書類をまとめてアップロードができます。

申請に必要な書類(画像)	対象	発行機関
(1) 住民票 <ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の続柄の記載があるもの 令和6年5月1日以降、申請日前3カ月以内の発行のもの マイナンバー(個人番号)の記載がないもの 	全ての申請者	区市町村役所
(2) 所得及び扶養状況等を証明する書類 ※a)、b)、c)のいずれか a) 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給している場合は『生業扶助受給証明書』をアップロードしてください。 ※『生業扶助受給証明書』は、 10 「ホームページ等のご案内」の奨学給付金ホームページから「 生活保護を受給している 」方へ」を印刷してください。 <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所の証明(押印)を受けたもの 申請日前3カ月以内の発行のもの 	生活保護を受給している世帯で 【生業扶助】(高等学校等就学費)を受給している方	福祉事務所
b) 生活保護受給証明書 生活保護世帯であって、【生業扶助】を受給していない場合は、『生活保護受給証明書』と「 生活保護を受給している 」方へ」の下段 B欄 に署名をしてアップロードしてください。 ※「 生活保護を受給している 」方へ」は、 10 「ホームページ等のご案内」の奨学給付金ホームページから印刷してください。 <ul style="list-style-type: none"> 生徒及び保護者(申請者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの 令和6年5月1日以降発行、申請日前3カ月以内の発行のもの 	生活保護を受給している世帯で 【生業扶助】(高等学校等就学費)を受給していない方	申請者記入
c) 令和6年度 課税証明書、非課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> 扶養人数(内訳)の記載があるもの(名前の記載は必要ありません) 申請日前3カ月以内の発行のもの 申請者及びその配偶者のもの(※1) 助成額(年額)が全日制等に該当する生徒で、生徒及び15歳以上(中学生を除く)の兄弟姉妹の扶養人数の記載がない場合は、生徒及び当該兄弟姉妹の「健康保険証」もアップロードしてください。 「マイナ保険証」等で扶養に関する記載がない場合は、11「問合せ先」にご相談ください。 ※「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」では受付できません。 ※ 令和6年1月1日以降に扶養の変更があり扶養人数が記載されない場合は、「ひとり親家庭の医療証」又は「児童扶養手当受給証明書」をアップロードしてください。 	生活保護を受給していない方	区市町村役所
※1 配偶者の『課税証明書・非課税証明書』について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> [配偶者控除]の適用が無い(所得が1,000万円を超える方の同一生計配偶者を含む)場合 [配偶者特別控除]の適用を受けている場合 申請者が自営業で、その配偶者が[事業専従者]の場合 </div> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が[配偶者控除]を受けており、配偶者に住民税が課税されていないことが確認できる場合 	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> 配偶者の証明書も 必要です。 </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 配偶者の証明書は 不要です。 </div>	

8 オンライン申請の方法と申請手順

スマートフォンやパソコン等から、下記URLの「申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)」にアクセスして、奨学給付金の申請をしてください。

※授業料の負担を軽減する東京都の助成制度「授業料軽減助成金」の申請も行う方は、授業料軽減助成金の申請に必要な書類も一緒にご準備ください。詳細は、授業料軽減助成金の「申請手続きのお知らせ」または「10」ホームページ等のご案内の授業料軽減助成金ページをご確認ください。

【申請受付サイト】

授業料軽減助成金 及び 奨学給付金オンライン申請システム

<https://shigaku-tokyo-k.my.salesforce-sites.com/>



申請受付サイト



申請マニュアル

【申請マニュアル】

奨学給付金事業ページ(私学財団 HP)に掲載

https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_shougaku.html

📄 申請前にご準備ください

①スマートフォンまたはパソコン

②メールアドレス

申請手続きの完了や審査結果の通知が届きます。

また、申請受付サイトのユーザIDとしても使用します。

(1)令和5年度にオンラインで授業料軽減助成金または

奨学給付金を申請したことがある方

令和5年度の申請時に登録したメールアドレスをご準備ください。(メールアドレスを変更していてもユーザIDは変わりません。通知が届くメールアドレスのみ変更されています。)

(2)初めて奨学給付金のオンライン申請を行う方

(上記以外の方)

キャリアメール(携帯会社提供メール)以外のものを登録してください。(URL付メールを拒否する設定が多く、その場合、こちらからのメールを受信できません。)

※迷惑メール設定等を行っている場合、

「shigaku-tokyo.or.jp」からのメール受信ができるように設定してください。

③在学している学校の情報

「学校名」「学校所在地」「課程(全日制・定時制・通信制)」等

④生徒、申請者の情報

「生徒の入学年月」「住所」等

⑤申請に必要な書類(7 参照)

⑥申請者名義の振込口座情報

⑦就学支援金申請システム(e-Shien)の

ログインID及び就学支援金受付番号

※⑦は都内校に在籍する生徒で5月末までに就学支援金を申請されている方のみ必要です。

※e-ShienのログインIDは、授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システムのユーザIDとは別のものです。

e-ShienログインID:学校から配布された通知書記載の8桁の数字
就学支援金受付番号:e-Shienにログイン⇒「認定状況」の表示をクリック⇒「審査結果情報」に記載(Rから始まる15桁の英数字)

【注意事項】

・申請受付サイトのユーザIDは、就学支援金申請システム(e-Shien)とは別のものです。

・申請の所要時間は30分程度です。また、申請の入力ステップは1~5まであります。

ステップ4まで進むと「一時保存」ができます。

・申請開始直後はアクセスが集中して、繋がりにくい場合がございます。時間をおいてお試しください。

・スマートフォン、パソコンによる申請の詳しい操作方法は、「申請マニュアル」をご確認ください。

・オンライン申請受付は、**7月31日(水)**が期限となります。

期限を過ぎると申請内容の入力ができなくなります。必ず期限内に申請を行ってください。



次のページから申請手続きの流れを説明します。

令和5年度にオンラインで奨学給付金または
授業料軽減助成金を申請したことがある方

■マイページへのログイン

「ユーザ ID のある方」ボタン(オレンジのボタン)から
ユーザー名(ユーザ ID)とパスワードを入力してマイペー
ジにログインしてください。

**ユーザー名(ユーザ ID)はメールアドレスの
後ろの「.phs」が不要になりました。**

※メールアドレスを変更した方は、令和5年度の申請時に登録した
メールアドレスがユーザ ID です。

※パスワードをお忘れの方は、「パスワードをお忘れですか？」に
ユーザー名を入力してパスワードの再設定を行ってください。

初めて奨学給付金のオンライン申請を行う方

■ユーザ ID の発行

「(新規の方)申請開始」ボタン(緑のボタン)からメールアドレ
スを入力して、ユーザ ID の発行を行ってください。

※キャリアメール(携帯会社提供メール)以外のものを登録して
ください。(URL 付メールを拒否する設定が多く、その場合、
こちらからのメールを受信できません。)

入力したメールアドレスに認証コードが書かれたメールが届
きます。

認証コードを入力したらユーザ ID 発行メールが届きます。
記載された URL からパスワードの設定を行ってください。

ユーザ ID とパスワードは必ず控えておいてください。

申請開始

マイページにログインしたら、各種申請欄内の「申請受付」ボタンを押してください。
令和5年度に申請したことがある場合、生徒名、学校情報などが引き継がれています。
令和5年度の内容から変更が必要な場合、ステップ 1~5 の各ステップで修正してください。

ステップ 0 利用規約・サイトポリシーの 同意確認

画面に表示された内容をご確認いただき、「利用規約に同意します」にチェックを入れ、次の
ステップに進んでください。

ステップ 1 学校情報の登録

在学している学校の情報、就学支援金情報を画面に沿って入力してください。

①学校の情報

学校種別(高等学校・中等教育学校・高等専修学校等)、課程(全日制・定時制・後期課程等)、
学年、学校名、学校所在地(都道府県)

②就学支援金情報※

就学支援金の申請有無・就学支援金ログイン ID、就学支援金の受付番号

※就学支援金情報は生徒が都内の学校に在籍し、5月末までに申請した場合、入力が必要です。

ステップ 2 メールアドレスの確認

通知用のメールアドレスに間違いがないか確認してください。

※メールアドレスを変更したい場合は、マイページに戻って「連絡先変更」からメールアドレスを
変更してください。

確認したら以下の情報を入力してください。

①給付金の申請希望(申請する、申請しないを選択)

②所得状況(生活保護生業扶助の受給世帯、住民税が「非課税」または「均等割のみ」の世帯)

※奨学給付金の対象世帯ではない場合、「戻る」ボタンからマイページに戻ることができます。

ステップ 3 申請情報の登録

生徒、申請者(保護者)の情報、所得状況等、振込先となる口座情報(申請者名義のもの)等を、
画面に沿って入力してください。

①生徒の情報 (入学年月、寮在住、生徒氏名、生年月日)

②保護者の情報 (保護者氏名、生徒との関係、住所、自宅電話番号、日中連絡先)

③所得状況等 (所得状況、所得の証明書提出内容について)

④振込先口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人)



ステップ 4 奨学給付金の申請登録

所得状況や生徒の他に扶養している兄弟姉妹の情報を画面に沿って入力してください。

- ①給付金の申請希望(申請する、申請しないを選択)
- ②所得状況(生活保護生業扶助の受給世帯、住民税が「非課税」または「均等割のみ」の世帯)
- ③扶養している兄弟姉妹の人数(令和6年7月1日現在扶養している15歳以上の生徒の兄弟姉妹全員)※通信制課程、専攻科の場合は入力不要です。

ここまで進むと、**ステップ 1~4 までに入力した内容の「一時保存」が可能です。**申請を再開する場合は、マイページの各種申請欄内の「申請再開」ボタンから申請手続きを続けてください。



ステップ 5 必要書類の アップロード

画面の **必須** アイコンの表示に従い、**7**「申請に必要な書類」に沿って準備した書類の画像をアップロードしてください。その場で書類の写真を撮影して、アップロードすることも可能です。※アップロードする書類は1枚ずつ、四隅が見切れないように撮影してください。書類が見切れていると再提出が必要です。



■ 確認画面

入力した内容を確認してください。間違いがなければ「確定」ボタンを押して、申請を完了させてください。入力内容が間違っていた場合、「修正」ボタンで該当ページに戻り、正しい情報を入力してください。



■ 申請完了

申請が完了すると申請手続き完了メールが届きますので、必ずご確認ください。メールが届いていない場合、申請ができていない可能性がございます。マイページにログインしていただき、「申請状況」欄に申請データが表示されているかご確認ください。

また、申請いただいた内容や書類に不備があった場合、メールに不備訂正依頼が届きます。不備訂正期限内に訂正がされない場合は、給付ができませんのでご注意ください。

【兄弟姉妹の申請をされる方】

兄弟姉妹の申請をする際は、1人目の申請が完了した後に、マイページの「追加申請ボタン」を押して、2人目の申請を行ってください。詳細は、奨学給付金事業ページ（私学財団HP）の「申請マニュアル」をご確認ください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、（公財）東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

9 Q & A ~よくあるお問合せ~

1. 申請について

Q1. この制度は「就学支援金」や学校の授業料減免制度と併用できますか。

A. 併用できます。「東京都育英資金」や、他の奨学金等の貸付けを受けていても対象となります。

Q2. 昨年度に申請をした場合、今年度の申請は必要ですか。

A. 必要です。毎年度必ず申請してください。「奨学給付金」は、年度に1回のみで、給付の回数は、1人の生徒につき通算3回（定時制、通信制の場合は4回）までとなります。なお、学年をさかのぼっての申請はできませんので、ご注意ください。

Q3. 令和6年7月2日以降に都外に転居の予定がありますが、申請できますか。

- A. 令和6年7月1日時点で都内に住所を有していれば、当財団に申請してください。なお、申請書類の不備対応等で、郵送により連絡する場合がありますので、申請後に転居される場合は、必ず郵便局に転送届を提出してください。

2. 申請サイトについて

Q4. 在学する学校名が出てきません。

- A. 学校種別や課程に間違いがないかご確認ください。正しい学校名を入力しても候補が表示されない場合は、**11**「問合せ先」へご連絡ください

Q5. 申請を一時中断したいのですが、入力した内容を途中で保存できますか。

- A. ユーザー名(ユーザID)の登録後、ステップ1からステップ4まで進むと入力内容を一時保存することができます。ただし、必須項目をすべて入力していないと一時保存できません。また、ステップ5の画像は一時保存できません。申請を再開した時に再度アップロードしてください。

Q6. 申請内容を後から確認することはできますか。

- A. 申請受付サイトにログインしていただき、マイページを下にスクロールしていただくと申請状況欄があります。詳細の「表示」ボタンを押すと、今年度の申請内容を確認することができます。

3. 今年になって収入が減った場合について

Q7. 今年になって収入が減り、家計が急変しましたが、今年度の住民税額には反映されません。何か特別な助成制度はありますか。

- A. 令和6年1月1日以降に家計が急変し、年収見込額が住民税非課税相当になった世帯を対象とした「奨学給付金制度(家計急変)」があります。要件、申請時期等の詳細は、別途、8月頃私学財団のホームページでご案内します。

その他のQ&Aは**10**「ホームページ等のご案内」奨学給付金ページをご確認ください。
ご不明な点等ございましたら、**11**「問合せ先」へお問い合わせください。

10 | ホームページ等のご案内

授業料以外の学費負担軽減について



奨学給付金 東京都私学財団 HP

制度や申請時期のご案内等



東京都私学財団 LINE 公式アカウント

授業料に関する負担軽減について

<p>東京都 の制度</p>  <p>授業料軽減助成金 東京都私学財団 HP</p>	<p>国 の制度</p>  <p>就学支援金 東京都私学財団 HP</p>	<p>助成額の目安の確認</p>  <p>授業料軽減助成金 シミュレーションサイト</p>
---	--	--

11 | 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 奨学給付金担当

☎ 03-5206-7925 (土日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00)

※6~7月の申請期間中は、土曜日も電話受付を行う予定です。
※時間帯によっては、電話がつながりにくい場合があります。

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>